

検証委員会の提言	令和3年度 取組状況（令和4年3月2日報告）						
<p>1. 初めて預かる子どもの情報等の確実な収集・記録【施設】</p> <p>情報収集のためのチェックリスト等の作成と提供【市】</p> <p>ベビーホテル等の認可外保育施設は、突発的な一時預かりにも対応するなど、認可保育所等が十分対応できていない保育ニーズを担っている。今回の事案では、早朝の電話による当日預かりの申込みにもかかわらず、初めて預かる子どもの受入れをおこなっている。</p> <p>保育初日における事故発生の危険性が高いことは、国が取りまとめた事故報告の傾向からも明らかことから、預かる子どもの出産の状況や生育歴、アレルギーや食事の状況、当日を含む数日間の健康状態や生活状況の把握等が欠かせない。</p> <p>子どもの命を守るため、保育申込みを受付する場合は、チェックリスト等を活用し確実な情報収集に努める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成29年度から届出義務のある全ての認可外施設に対し、下記のとおり年1回の立入調査を実施しており、初めて預かる子どもの情報収集の内容等については、確認・指導を徹底。ただし、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、企業主導型保育施設と一部未実施施設を対象に書面監査を実施。（全40施設うち15施設は書面監査） 【立入調査の体制】 認可外保育施設担当職員 1名 / 子ども・子育て相談支援員 2名 / 計3名 調査対象施設：40施設（令和3年度届出対象施設） ■ 全ての認可外施設が、初めて預かる子どもの必要な情報を漏れなく収集するため、市が作成した入所申込書の様式を令和元年度内に全施設に配布し、令和3年度においても再度配布するとともに、預かり初期の危険性が高いことから、初めて子どもを預かる際の情報把握の重要性についても周知をはかった。 ○市が作成した入所申込書の記載項目（別紙①参照） 健康保険・かかりつけの医師・平熱・アレルギー・出産状況・既往歴・予防接種・かかりやすい病気・食事・排泄等 ■ 立入調査および書面監査において、市が作成した入所申込書の使用状況を確認。また、確認調査として全施設に入所申込書の使用状況を再度調査し、施設独自の様式を使用している場合には様式を提出してもらった。使用状況は右記のとおりであったが、施設独自の様式を使用している場合であっても、必要な項目が記載されている施設がほとんどであった。一方、独自の様式を使用している施設の中で、必要な項目が不足している施設もあったが、入所申込書のほか、預かる際に保護者から直接聞き取り等を行い、不足している情報を収集しているとのことだった。必要な項目が不足しており、情報把握が不十分だった施設に対しては、預かり初期の危険性が高いことと、子どもを預かる際の情報把握の重要性について説明し、市の様式を使用してもらうよう依頼をした。なかには、来年度から市の様式を使用する予定という施設もみられた。  <table border="1"> <caption>立入調査および書面監査における入所申込書の様式使用状況</caption> <tr> <th>様式の種類</th> <th>施設数</th> </tr> <tr> <td>施設独自の様式を使用</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>市の様式を使用</td> <td>8</td> </tr> </table>	様式の種類	施設数	施設独自の様式を使用	32	市の様式を使用	8
様式の種類	施設数						
施設独自の様式を使用	32						
市の様式を使用	8						
<p>2. 乳児（0歳児）保育における特別な配慮【市】【施設】</p> <p>乳児保育は、昭和44年に一定所得階層以下を対象とした特別保育として始まり、平成元年に全階層に拡大され、平成10年に「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）」及び「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について（平成10年4月9日児発第305号児童家庭局長通知）」により一般化され、保育士配置基準の引き上げや、保健師又は看護師の配置の努力義務等が定められた。</p> <p>保育所保育指針においても「乳児は疾病に対する抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから〈中略〉適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。」とされているように、乳児保育は特別な配慮が必要な保育であることを再認識するよう、研修等を通じてより一層の啓発に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育幼稚園課主催の乳児保育研修について、全ての認可外施設に対して案内文書を送付し、参加を啓発。ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、第1回目はZOOMおよび各施設1名までの会場参加で研修を実施し、第2回目はZOOMのみで実施した。今年度はZOOMで実施したこともあり、新たに参加できた施設が6施設あった。今後は、ZOOM開催と会場開催を両立し参加しやすい環境を設定していく。 ■ 立入調査時には乳児（0歳児）への特別な対応が必要なことや、保育士配置基準について周知、確認を実施。また、研修資料も提供。書面監査対象施設には監査書類とともに送付。 ■ 認可外保育施設は、異年齢児が同じ空間で保育を行っている場合が多いことから、乳児保育に適した保育環境となるよう、保育スペースの確保や什器の固定等の安全対策を徹底するよう指導。前年度に固定ができていなかった什器等が固定されているかどうか併せて、立入調査時に確認。 						
<p>3. 慣らし保育の実施【施設】</p> <p>乳児は、慣れない環境や、環境の変化がストレスの要因と言われており、特に保育初期においては、長時間の保育ではなく、徐々に保育の環境に慣れていくことが望ましい。</p> <p>このため、「慣らし保育」の実施は、保育初期の事故発生の危険性を軽減する効果があると考えられる。</p> <p>認可外保育施設における慣らし保育は、施設から保護者に要請したとしても、保護者の就労状況等の事情から実施が困難な場合が多いと思われる。</p> <p>慣らし保育が実施できない場合は、子どもの安全確保の観点から、初めて預かる子どもの保育時間については、短時間にとどめることが望ましい。</p> <p>なお、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告」（平成30年7月）では、教育・保育施設等で、平成27年から平成29年までに発生した死亡事故における入園から事故発生までの日数は、35件中1～7日目が4件、8～14日目までが4件、1～30日目までの合計は12件と、保育初期における事故発生の危険性を示している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預け始めの環境の変化が子どもにとってストレスとなり得ることや、集団での保育に少しずつ慣れていくことが大切だということや、乳幼児突然死症候群（SIDS）になるリスクも高く、実際に死亡事故が発生していることを周知するため、昨年度作成した保護者向けの慣らし保育のチラシを、全施設へ再度配布した。今後も毎年配布するようにする。また、慣らし保育について、令和3年3月に高知市こども未来部のフェイスブックに（別紙②参照）、令和4年2月にはあかるといもにも掲載をし（別紙③参照）、保護者や事業主に呼びかけを行った。今後も、SNSによる発信や広報を強化していく。 ■ 立入調査時および書面監査において、慣らし保育の実施状況を確認。 慣らし保育を“必ず”実施している施設や、保護者から“希望があれば”実施している施設等さまざまであったが、右記のとおり数多くの施設が慣らし保育を実施しており、慣らし保育の必要性を理解している施設が多くみられた。 一方、実施していない施設として院内保育所や一時預かりが主となっている施設が多く該当していた。実施していない院内保育所では、理由として近くで保護者が勤務しており何かあればすぐに対応が可能であることがあげられた。事故が発生しやすい旨を説明し、院内保育所や一時預かりがメインの施設であっても、慣らし保育の実施を検討してもらうよう依頼。  <table border="1"> <caption>慣らし保育の実施状況</caption> <tr> <th>実施状況</th> <th>施設数</th> </tr> <tr> <td>実施している</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>実施していない</td> <td>7</td> </tr> </table>	実施状況	施設数	実施している	33	実施していない	7
実施状況	施設数						
実施している	33						
実施していない	7						

検証委員会の提言	令和3年度 取組状況（令和4年3月2日報告）															
<p>4. 睡眠中の事故防止対策の再周知と指導強化【市】</p> <p>特定教育・保育施設等における死亡事故は、睡眠中の事故が半数以上を占めている。睡眠中の事故防止には、保育士等が乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する正しい知識や、窒息リスクの除去等に十分に配慮し、適切な保育を行うことが重要である。</p> <p>国の事故対応ガイドラインで示されている「医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えること。」「定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。」を高知市は再度の周知を図り、指導を強化されたい。</p> <p>なお、睡眠時の観察の間隔については、預かる子どもの状況に応じて判断すべきであるが、本事案のような初めて預かる子どもについては、より短い間隔での観察が必要であったと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認可外保育施設指導監督基準のうち下記の項目について指導を徹底。 <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。 ・乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。 立入調査においては下記の点に注意し、確認。 <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳になるまで呼吸チェックをしているか。 ・夜間も含め記録を残しているか。なお、体の向きも記載しているか。 ・うつぶせ寝になっている子どもを必ず仰向けにしているか。 ■ 立入調査時および書面監査において、呼吸チェック（記録）の実施状況を確認。 <ul style="list-style-type: none"> 1 施設を除いて全ての施設が呼吸チェックを実施していたが、呼吸チェックを実施していても、記録を残していない施設があったため、確認のみではなく、記録も残すよう指導。夜間についても確認のみではなく、記録も残しておくようアドバイス。また、うつぶせ寝になっている子どもの体勢を仰向けにした後でも、再びうつぶせ寝になる子どもがいるが、その子どもの体勢を仰向けに直さずにそのままにしている施設もあったため、必ず仰向けにするよう指導。さらに、うつ伏せ寝から仰向けに直したことがわかるように記入することや、記録者の名前も記録しておくことを指導。 ■ 公立保育所の記録の方法に準じて、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに呼吸チェックを行い、その時の呼吸や体位を記録に残すことを基本に指導しているが、少ない職員での実施体制を一定考慮し、少なくとも15分ごとにはチェックを行うよう提案。 ■ 記録に不慣れな施設には「呼吸チェック表」の記入方法を立入調査時や随時の問い合わせの際に説明し、施設側のリスク低減へのフォローを実施。既に「呼吸チェック表」の記録が定着している施設においては、形骸化しないように、立入調査時に確実な見守りや体位のチェックが行えているか確認。呼吸チェックを実施していない施設が1施設あったため、その施設には呼吸チェック表を送付し、チェック表の活用を依頼した。 															
<p>5. 職員配置について国の認可外保育施設指導監督基準の改正【市】</p> <p>保育に従事する者の常時2人以上の配置【施設】</p> <p>指導監督基準において保育に従事する者の数は、原則は2人を下回ってはならないとされているが、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合は、1人での保育が認められている。しかしながら、今回の事案のような突発的な事態への対応や、睡眠中の観察など通常の保育においても、児童の安全確保の観点から常時複数の職員を配置することが必要である。</p> <p>このため、市は、指導監督基準の改正を国に要望するとともに、職員配置について施設に助言・指導し、また、施設においては、指導監督基準に関わらず、施設開設中は、保育に従事する者を常時2人以上配置するよう努めることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立入調査時に現時点で保育をしている子どもの人数と職員数、職員のシフトを確認。職員が1人になっている時間帯はないかも確認し、仮にあった場合、その時間は子ども何人なのか、職員が1人になっている時間帯はどのくらいなのか等も確認し、常時2人以上を配置するよう指導。 ■ 夜間など、やむを得ず1人配置となっている施設については、引き続き可能な範囲で職員配置の増員を依頼。また、職員の増員が難しい場合は預かる子どもの人数を制限するよう依頼。 ■ 保育者自身が体調不良となった場合や、災害等有事の際の避難対応等、1人で対応することへの危険性を繰り返し伝え、複数配置の必要性を指導。 ■ 今年度立入調査を実施した施設のうち、前回立入時に職員配置について指導をしていた施設が7施設あったが、そのうち4施設が改善されていた。 															
<p>6. 認可外保育施設の職員に係る研修の充実及び受講機会の確保【市】</p> <p>研修の積極的な受講【施設】</p> <p>市において、児童の安全確保に関する研修等を開催するときは、施設の職員が一度に受講することは困難であるため、年に数回、同内容の研修を実施し、受講機会の拡大を図ることが求められる。特に認可外保育施設では、人員体制等の課題により、全ての職員の研修受講が難しいことから、市は、立入調査等の機会を活用し、研修や相談支援を行うことなどにより、研修等の機会を確保するよう努めるべきである。</p> <p>また、施設においては、研修の機会を捉え、積極的な受講に努めるべきである。</p> <p>なお、研修の内容については、睡眠時の事故防止の観点から、次のような研修を検討されたい。</p> <p>①睡眠中に危険な状態になるという医学的見地の研修</p> <p>②0歳（乳児）の睡眠中の事故等に関する映像研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年度 認可保育所のほか認可外保育施設を対象にした研修【（）内は年間開催回数】 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・乳児保育研修</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">（2回）</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>・食育研修</td> <td style="text-align: center;">（1回）</td> <td>・アレルギー対応研修</td> <td style="text-align: center;">（1回）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・救急救命講習</td> <td style="text-align: center;">（1回）</td> <td>・感染症対策研修会</td> <td style="text-align: center;">（1回）</td> <td></td> </tr> </table> ※新型コロナの影響で例年より回数は少なめ。 ■ 立入調査時に上記の主催研修を紹介し、積極的な受講を啓発。また、研修の資料を提供し、保育の実施に活かすよう案内。研修の受講が困難な場合でも、適切な保育の実施の為、常に新たな情報の収集を依頼。また、保育幼稚園課内の専門職（保育士、保健師、栄養士）への相談支援の活用を周知。また、立入調査時にはZOOMでの開催も実施していることを再度周知。ネットの環境がないためにリモートでの研修への参加が難しい施設もあるが、一方でリモートでの実施だと現場を離れずにすむため参加しやすいという意見もあった。 ■ 施設の状況に応じ、特に重要な内容は、立入調査時に子ども・子育て相談支援員が説明。 	・乳児保育研修	（2回）				・食育研修	（1回）	・アレルギー対応研修	（1回）		・救急救命講習	（1回）	・感染症対策研修会	（1回）	
・乳児保育研修	（2回）															
・食育研修	（1回）	・アレルギー対応研修	（1回）													
・救急救命講習	（1回）	・感染症対策研修会	（1回）													